

個人による雑誌継続寄贈に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立図書館に個人による雑誌の継続寄贈の申し出があった際の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この要綱に基づき受領する雑誌は、浦添市立図書館が「年度毎に作成している雑誌リスト」(以下、雑誌リストという。)中のタイトル、又は浦添市立図書館資料収集方針の範囲にあるもののみを対象とする。

2 受領する雑誌は、基本的に4月号またはこれに準じる巻号より1年度分の継続寄贈が果たせることを原則とする。このため寄贈申込受付は前年度2月中旬に締切日を定める。但し、締切日以降に申し込みがあった場合は、雑誌リスト中のタイトル以外の新規雑誌のみ受領対象とする。

3 受入については、館長の決裁により決定する。

(雑誌の選択)

第3条 受領することができる雑誌は、次のとおりである。

- (1) 月刊、季刊等の頻度で出版されている雑誌(週刊、隔週刊を除く)
- (2) 雑誌リストに含まれるタイトルで、雑誌スポンサーからの提供分を除くもの
- (3) 「浦添市立図書館資料収集規定」(以下、規定という。)に準拠する雑誌
但し、別冊、及び別冊付録は除く(本体のみ)
- (4) その他、館長が必要と認める雑誌

2 受領しない雑誌は、次のとおりである。

- (1) 規定に準拠しない雑誌
- (2) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の雑誌
- (3) その他、館長が必要と認めない雑誌

(受領の条件)

第4条 受領については、雑誌を継続寄贈する意思があり、雑誌の発売後約2週間以内に汚・破損の無い状態で図書館に寄贈できること、また寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任することを条件とする。

(受領の手続き)

第5条 寄贈申込者は「雑誌継続寄贈申込書(個人)」(別紙1の1、1の2)に必要事項を記入して受付職員に提出する。

2 寄贈申込した雑誌は、規定に照らし合わせ、蔵書構成を考慮し、館長の決裁により受入を決定する。なお、受入の可否については、申込者に通知書(別紙2の1、2の2)を発送する。

3 継続寄贈が決定した雑誌の受け付けについて、受付職員は資料状態の確認(汚破損の有無等)後、「継続寄贈雑誌受付表」(別紙3)に必要事項を記入し、現品を受領する。受領の際、現品受領書(別紙4)

を交付する。なお、付録については図書館資料として保存・提供にそぐわない物品、受入基準外の資料（CD-ROM、DVD）は寄贈の対象ではない。

（継続寄贈雑誌の取扱い）

- 第 6 条 寄贈雑誌は現品受領後、資料コード等を貼付し、図書館コンピュータシステムに受入登録し、市民の利用に供することとする。
- 2 登録した寄贈雑誌は排架の際、個人寄贈であることを雑誌本体（正面のみ）に掲示する。掲示の大きさは雑誌スポンサーのものに準ずる。（個人名は表示しない）
 - 3 弁償や除架・除籍については、規定に準拠する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 20 日から適用する。